

第145号議案

東三河広域連合規約の変更

東三河広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂積亮次

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第4条第11号に次のように加える。

ウ 若者等の人材還流に関する事。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、東三河広域連合において若者等の人材還流に関する事業を実施するため必要があるからである。